

札障第 5152 号
平成 31 年（2019 年）2 月 26 日

指定特定（障害児）相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
山本 真司
<公印省略>

平成 31 年度からの計画相談支援及び障害児相談支援に係るモニタリング 期間について（通知）

日頃から、札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、計画相談支援及び障害児相談支援のモニタリング期間については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成 18 年厚生労働省令第 19 号、以下「施行規則」という。）第 6 条 16 の規定に基づき、札幌市では「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について」（最近改正平成 30 年 10 月 5 日、以下「マニュアル」という。）により定めているところです。

モニタリング期間については、施行規則附則第 4 条により、平成 31 年 3 月 31 日まで経過措置がありました。

この度、経過措置期間が満了することから、札幌市において、平成 31 年度からのモニタリング期間を下記のとおりといたしますので、これに基づき計画相談支援及び障害児相談支援を実施いただきますようお願い申し上げます。

なお、マニュアルについては現在改訂作業を進めていることを申し添えます。

記

1 モニタリング期間の取扱い

(1) 3 か月ごと

ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所の利用者

イ 日中サービス支援型共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援及び自立生活援助利用者

ウ 上記サービス以外の利用者で 65 歳以上の者（介護保険でケアプランを作成されている者を除く）

エ 居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所を利用する障がい児

(2) 6 か月ごと

ア 療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援の利用者

- イ 共同生活援助（日中サービス支援型を除く）、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型利用者
- ウ 地域移行支援、地域定着支援利用者
- エ 障害児通所支援を利用する障がい児

(3) 1 か月ごと（1 年を限度）に「障害児入所施設を退所した障がい児」を追加する。

2 複数のサービスを利用している場合のモニタリング期間について

モニタリング期間が短いサービスに合わせるものとする。なお、モニタリング実施月についてはマニュアルを参照すること。

3 新しいモニタリングへの変更時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に支給開始の新規及び更新の計画相談支援及び障害児相談支援からとする。

4 その他留意事項

- (1) モニタリング実施月の考え方についてはマニュアルを参考に、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」（以下「計画案」という。）様式 1-1 及び「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」（以下「計画」という。）様式 2-1 に記載し、区保健福祉部に提出してください。
- (2) 特に毎月モニタリング期間については自動的に国保連のシステムに反映されません。計画案様式 1-1 及び計画様式 2-1 に必ず記載してください。

5 参考

- (1) 札幌市マニュアル等について

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 31 号）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/dl/kokuji-h30-z.pdf

【担当】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 主査（個別支援）鈴木 亨

Tel 011-211-2936 FAX 011-218-5181

E-mail:syurou-soudan@city.sapporo.jp